

浜田地区広域行政組合地域密着型サービス事業者選定要項

1 目的

この要項は、浜田地区広域行政組合で策定した第9期介護保険事業計画に基づき、指定予定事業者を公正、公平に選定するための手続等を定めることを目的とする。

2 指定予定事業者の選定方法

事業者選定にあたっては、書類審査等を実施し、応募した事業者による提案説明の場において、事業者選定委員によるヒアリングを実施し、事業者ごとに採点をし、採点結果を確認した後、事業者選定委員会において協議して優先順位を決める。

3 事業者選定委員

事業者選定委員会の委員は、介護保険事業計画策定委員会、浜田地区広域行政組合監査委員、浜田地区広域行政組合の職員及び関係市の職員の中から選任する。

事業者選定委員会の選定委員の総数は10名とし、選出区分ごとの内訳は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画策定委員会設置要項第3条第2項第1号に規定する委員 2名
- (2) 介護保険事業計画策定委員会設置要項第3条第2項第2号に規定する委員 4名
- (3) 浜田地区広域行政組合監査委員 1名
- (4) 浜田地区広域行政組合職員 1名
- (5) 浜田市、江津市職員 各1名

ただし、選出区分ごとの内訳は事情により変更することができる。

4 事業者選定委員によるヒアリングの運営方法

事業者選定委員によるヒアリングの運営方法は、まず事業者から各項目について15分程度の説明を行い(提案説明)、それに対して選定委員から10分程度の質疑応答(ヒアリング)を行う。

事業者選定委員は、次項の評価表により採点し、評価表は、全事業者のヒアリングが終わった後回収する。

5 評価項目及び評価表

評価表は別紙のとおりとする。

評価項目は14項目で、各項目の配点は5点または10点満点とし、1点刻みの評価とする。

評価点は100点満点とし、評価点が70点に満たない事業者は選定の対象としない。

評価表は記名とする。

6 評価の考え方

各選定委員ごとに得点を合計し、10人の委員のなかで、最低点と最高点をつけた選定委員の点数を除いた8人の委員の合計点数を出し（800点満点）、順位をつける。

順位決定の後、10名の委員において、協議を行い、最終決定をする。

7 1事業者のみの応募の場合

1事業者のみの応募の場合、70点を選定ラインとし、最終的に、選定委員による協議の上、選定する。70点を超えていた場合でも、協議の結果、選定事業者なしとすることもある。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 評価項目及び配点

委員氏名

合計点数

1 設置主体の評価				
No	項目	採点基準	配点	点数
(1)	応募理由について	・本公募の応募理由について明確性、妥当性があるか。	5	
(2)	法人の運営理念及び事業実績について	・法人運営における運営理念・基本方針が利用者ニーズにあったものとなっているか。 ・利用者個人の尊厳を保持し、意思及び人格を尊重したサービスを提供すると理念を認識しているか。(個人情報の取扱い、従業員の守秘義務等) ・介護サービス事業など事業の実績が十分であるか。	5	
(3)	地域密着型サービスへの理解について	・地域密着型サービス事業者として十分な理解を有し、それに対する意欲があるか。	5	
2 事業計画の評価				
(4)	事業所の運営方針について	・健全な資金計画となっているか。 ・地域のニーズに見合った具体的な事業運営方針となっているか。 ・訪問看護の一体型、連携型の運営方針が明確であるか。	10	
(5)	サービス提供について	・利用者本位のサービス提供を長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。 ・中山間地域に対するサービス提供をどう考えるか。	10	
(6)	職員採用、育成、研修制度等の取組について	・職員採用、育成、研修等の職場環境の整備について、実現性、妥当性、効果があるか。	10	
(7)	事業の実施体制の確保状況について	・管理者やオペレーター等が十分な知識や経験等を有する者か。	10	

		・職員数や連絡体制が適正であるか。		
(8)	事業所の立地条件について	・周辺環境及び地域配慮した立地であり、サービス利用者を概ね30分以内で訪問できる立地であるか。	5	
(9)	事業に必要な機器等の確保について	・利用者情報等を蓄積する機器やオペレーターとの適切な通信手段が備えられ、利用者の使いやすさに配慮されているか。	5	
(10)	事故防止に向けた取組、事故発生時の対応及び苦情処理の対応について	・事故防止に向けた取組が適切か。 ・事故発生時及び苦情処理の対応を受ける体制づくりが整備されているか。	5	
(11)	自然災害及び感染症に対する対応及び役割について	・自然災害及び感染症への備えが十分であり、災害及び感染症発生時に果たすべき役割を十分に理解しているか。 ・BCP（事業継続計画）の策定について、十分な検討がされているか。併せて職員への周知方法及び研修等が適切であるか。	5	
3 地域の特性に応じた事業展開の評価				
(12)	認知症利用者のケアやターミナルケアについて	・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか。	10	
(13)	医療機関との連携について	・地域の医療機関と友好的な関係をつくり適切な連携ができるか。 ・訪問看護の一体的提供や連携が適切にできるか。 ・連携型の場合、連携予定先の訪問看護事業所及び連携先のサービス提供範囲について十分検討されているか。	10	
(14)	地域資源の活用について	・サービス利用による状態が安定した場合など、利用者や家族の環境等に応じた自立支援に向けた地域資源との連携方法が提案されているか。	5	

看護小規模多機能型居宅介護 評価項目及び配点

委員氏名

合計点数

1 設置主体の評価				
No	項目	採点基準	配点	点数
(1)	応募理由について	・本公募の応募理由について明確性、妥当性があるか。	5	
(2)	法人の運営理念及び事業実績について	・法人運営における運営理念・基本方針が利用者ニーズにあったものとなっているか。 ・利用者個人の尊厳を保持し、意思及び人格を尊重したサービスを提供すると理念を認識しているか。(個人情報の取扱い、従業員の守秘義務等) ・介護サービス事業など事業の実績が十分であるか。	5	
(3)	地域密着型サービスへの理解について	・地域密着型サービス事業者として十分な理解を有し、それに対する意欲があるか。	5	
2 事業計画の評価				
(4)	計画地の選定理由について	・計画地が周辺環境及び地域に配慮したものとなっているか。 ・利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保について、どのように考えているか。	5	
(5)	事業所の運営方針について	・健全な資金計画となっているか。 ・地域のニーズに見合った具体的な事業運営方針となっているか。	10	
(6)	サービス提供について	・利用者本位のサービス提供を長期間、安定した運営が継続できる計画であるか。 ・中山間地域に対するサービス提供をどう考えるか。 ・「通い」、「泊まり」サービスの提供に対する考え方はどうか。	10	

(7)	訪問サービス利用者へのサービス提供体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問及び訪問看護サービスを、地域に向けてどのように提供するのか。 ・利用者の自宅での生活をどのように支えるのか。 	10	
(8)	職員採用、育成及び職場環境の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員採用、育成、研修等の職場環境の整備について、実現性、妥当性、効果があるか。 	10	
(9)	利用者負担について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金について、低所得者に配慮した料金設定となっているか。(食費、宿泊料等) 	5	
(10)	事故防止に向けた取組、事故発生時の対応及び苦情処理の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止に向けた取組が適切か。 ・事故発生時及び苦情処理の対応を受ける体制づくりが整備されているか。 	5	
(11)	自然災害及び感染症に対する対応及び役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害及び感染症への備えが十分であり、災害及び感染症発生時に果たすべき役割を十分に理解しているか。 ・BCP（事業継続計画）の策定について、十分な検討がされているか。併せて職員への周知方法及び研修等が適切であるか。 	5	
3 地域の特性に応じた事業展開の評価				
(12)	認知症利用者のケアやターミナルケアについて	<ul style="list-style-type: none"> ・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか。 	10	
(13)	医療機関との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と有効な関係を作り、適切な連携ができるか。 	10	
(14)	地域資源の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用により状態が安定した場合など、利用者や家族の環境等に応じた自立支援に向けた地域資源との連携方法が提案されているか。 	5	

【参考資料】

●令和6年5月の施設整備数

圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	特別養護老人ホーム	介護医療院	グループホーム	地域密着型特養	特定施設入居者生活介護
浜田東部圏域			1 (29)			1 (18)		1 (50)
浜田中部圏域	1 (一)	1 (29)	2 (54)	2 (100)	1 (46)	1 (18)		
浜田西部圏域		1 (19)		2 (104)		3 (45)	1 (29)	1 (50)
金城圏域			1 (25)	2 (80)		1 (18)		1 (40)
旭圏域				1 (30)			1 (20)	1 (50)
弥栄圏域				1 (70)		1 (9)		
三隅圏域				1 (57)		1 (18)		1 (23)
江津東部圏域			1 (29)			2 (27)		
江津中部圏域			3 (77)	1 (100)	1 (40)	1 (18)		
江津西部圏域		1 (29)	1 (25)			2 (27)	1 (29)	1 (50)
桜江圏域			1 (24)	1 (30)		1 (9)		1 (30)

※ 上記の数字は事業所数を現し、()内の数字は定員数を現します。

詳細については、第9期事業計画(資料編P102 3事業所一覧)をご覧ください。

●高齢者人口、認定者数、介護度別認定者数、認定率、要介護3から5までの認定者数の状況

(令和6年3月末現在)

圏域	高齢者人口	認定者数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率	要介護3～5
浜田東部圏域	2,026	463	31	70	98	105	67	41	51	22.9%	159
浜田中部圏域	6,841	1,493	93	215	288	350	214	190	143	21.8%	547
浜田西部圏域	4,341	999	58	130	196	241	141	124	109	23.0%	374
金城圏域	1,676	373	18	56	64	76	64	58	37	22.3%	159
旭圏域	1,072	307	37	64	65	56	26	28	31	28.6%	85
弥栄圏域	559	156	18	29	19	20	18	25	27	27.9%	70
三隅圏域	2,424	579	70	99	113	114	69	61	53	23.9%	183
江津東部圏域	1,450	301	52	41	57	51	36	36	28	20.8%	100
江津中部圏域	3,089	654	97	91	128	108	89	72	69	21.2%	230
江津西部圏域	3,154	636	84	76	157	106	88	57	68	20.2%	213
桜江圏域	1,042	245	19	36	58	40	32	32	28	23.5%	92
合計	27,674	6,206	577	907	1,243	1,267	844	724	644	22.4%	

※ 認定者数には、第2号被保険者数は含まれません。